

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内（令和8年度）

災害復旧費（特別災害）

1. 融資対象

●対象となる学校法人

学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

○私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）

●対象となる事業

激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	2. 20%固定 (令和8年4月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください)
償 還 方 法	25年以内(うち据置2年以内)の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。 ①事業査定額：補助金の額と同額以内 ②資産査定額：純資産(貸借対照表の総資産－総負債)の30% ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内
担 保	土地及び建物(事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連 帯 保 証 人	財務状況等によっては必要

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内（令和8年度）

災害復旧費（一般災害）

1. 融資対象

●対象となる学校法人等

学校法人・準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

○私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）

○学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

○学校法人または準学校法人が設置する各種学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	2. 20%固定（令和8年4月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	20年以内（うち据置2年以内）の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。 ①事業査定額：原形復旧査定事業費の80%以内 ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内
担 保	土地及び建物（事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	財務状況等によっては必要

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内（令和8年度）

教育環境整備費（教育環境充実資金）

1. 融資対象

●対象となる学校法人等

学校法人・準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

○私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）

○学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

災害により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1. 90%固定（令和8年4月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	5年6ヵ月以内（うち据置6ヵ月以内）の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。 ①事業査定額：経費支出の1/2の80%以内 ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内
担 保	土地及び建物（事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	財務状況等によっては必要

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内（令和8年度）

教育環境整備費（災害復旧経営資金）

1. 融資対象

●対象となる学校法人等

学校法人・準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

○私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）

○学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

激甚災害（本激）により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金

※原則として、市区町村長等の交付する「罹災証明書」または「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です。

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1. 60%固定 (令和8年4月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください)
償 還 方 法	7年以内(うち据置3年以内)の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：対象支出(※)の80%以内 ※資金収支計算書における施設関係支出以外の支出の計とします。 ②資産査定額：純資産(貸借対照表の総資産－総負債)の30% ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	土地及び建物(事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連 帯 保 証 人	財務状況等によっては必要